公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年11月4日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：フィリピン国都市排水管理能力強化プロジェクト

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業　務　名　称：フィリピン国都市排水管理能力強化プロジェクト

調達管理番号：26a00882

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年11月4日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．　競争に付する事項

（１）業務名称：フィリピン国都市排水管理能力強化プロジェクト

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：2027年1月下旬　～　2029年1月下旬

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の１８％を限度とする。

２）第２回（契約締結後13か月以降）：契約金額の１８％を限度とする。

３）第３回（契約締結後25か月以降）：契約金額の４％を限度とする。

（６）部分払の設定

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。[1]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）2027 年度（2028 年 2 月中旬頃）

２）2028 年度（2028 年 9 月上旬頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

地球環境部　防災グループ防災第一チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年11月10日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年11月11日　12時まで
3	質問への回答	2026年11月16日　まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2026年11月30日　12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知	2026年12月9日　まで
7	技術評価説明の申込（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

３．　競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

[1] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

１） 消極的資格制限
２） 積極的資格要件
３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除
以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
「フィリピン国都市排水管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析・ジェンダー）」（調達管理番号：25a00465）の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者

（３）共同企業体の結成の可否
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。
なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。
共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付
資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。
https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf
提供資料：
・「第３章　プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

５． 企画競争説明書に対する質問
（１）質問提出期限
１）提出期限：上記２．（３）参照
２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/wGZhhL5Pr6

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１） プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00882_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（https://partner.jica.go.jp/）
（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

３）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

７． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙４の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。
また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【１】　本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの**目標、成果、主な活動に対して**、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	フィリピン政府への早期の検討成果の提示の工夫とその活用方法	第3条2.(4)
2	地下貯留施設の計画と設計、施設維持計画に係る重要事項とそれらの具体的な技術移転内容	第3条2.（3）
3	自治体による（既設および本業務で検討する地下貯留施設に関連する）排水路等の雨水排水施設の維持管理や施設運用の国内外の参	第4条2.（1）②

	考事例、それも踏まえた本事業における取り組み案と組織間協調が進むためのプロジェクトマネジメント方法	
4	本邦研修の行程案及び実施方式	第4条2.（2）

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第３章「２.業務実施上の条件」参照）。
  ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第１章「３.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【２】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　業務の目的

「第２条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第３条　実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第２条　業務の背景

別紙１「案件概要表」のとおり。

・詳細計画策定調査実施時期：2025年10月

・RD署名：2026年9月2日

別紙１「案件概要表」と本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第３条　実施方針及び留意事項

１．共通留意事項

別紙２「共通留意事項」のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）　JICA の防災協力における位置づけ

- JICA の防災協力における課題別事業戦略「防災・復興を通じた災害リスクの削減」において、クラスター事業戦略「事前防災投資実現」を掲げ、災害による死者・被災者数及び経済損失の削減というビジョンに貢献することを目指している。本事業は、当該国における都市排水能力を強化すべく、都市排水マスタープラン（以下、「M/P」という。）策定能力の強化並びに M/P に基づく排水対策の実施及び運営・維持管理を行うための関係機関間における調整プロセスを確立することにより、ブエンディア-マリカバン排水区における施設建設及び運営・維持管理を含む都市排水対策（地下貯留施設を含む）の実施能力の強化を図ることとしている。
- 本事業は、経済被害軽減の観点から対象地域において、雨水排水 M/P の策定と補足的な調査の実施を通して、事前防災投資となる優先事業実施のための組織の能力強化を図るものである。

（２）　仙台防災枠組（2015-2030）への貢献

2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議で採決された「仙台防災枠組」（Sendai Framework for Disaster Risk Reduction）（2015-2030）では、「強靭化のための災害リスク削減への投資」が優先行動にて掲げられている。本事業は、フィリピンが仙台防災枠組の達成に取り組む活動の一部である。

本事業が当該枠組において果たす具体的な貢献内容については、フィリピンの中央防災機関（Office of Civil Defense）向けに共有・提示できる資料を整理する（共有・提示はJICAが行う）。その際、当国が本事業を通じて享受する成果について、投資効果の定量化及び可視化を行い、治水効果を用いた国民

理解の促進に寄与する整理を行う。なお、これらの結果を踏まえて、2030年まで及びその後を見据え、今後当国において取り組むべき事項を整理する。これらは、業務完了報告書への記載をもってJICAに報告する。

（3）フィリピンにおける都市排水M/Pの現状と課題、策定において留意すべきこと

- 本事業は、フィリピンの特性を踏まえた雨水排水M/Pの理念の形成や関係機関間の連携、維持管理まで踏まえた能力強化にも力点を置いた協力とする[2]。
- 気候変動の影響や、都市化が進む中での治水（都市化が進み、取り得る対策の選択肢が限られる中で、如何に安全度を上げるか）といった課題を踏まえたM/Pの検討を行う。なお、M/Pの検討の前提には、計画規模の決定が必須であり、本事業開始後できるだけ速やかに関係機関と協議の上合意を得る。
- 既存排水路網の機能の確保・維持・回復、新たな計画規模対応のための施設の拡張やその他地上及び地下両面から施設機能を維持するための付帯対策を含めた最適な対策の組み合わせ検討を行う。
- フィリピンでは、排水区域は自治体の境界を越えている。しかしながら、現在策定されている排水M/Pは自治体単位で作成されており、個別事業が必ずしも全体最適となっていない。行政区境界を超えて流入する排水区単位においてリスク削減の効果を発揮する計画策定及び事業の実施・管理が必要である。
- 整備された排水施設において施設内への廃棄物・土砂等浮遊物の流入、汚濁の防止・削減のための付帯施設設置も含めた対策・構造・運営・維持管理方法の検討が必要である。また、適切な維持管理下における本来の流下能力と、現状の流下能力が不明であり、対象地域の排水システムの現状を適切に評価し、その評価に基づく適切な対策を適切な順序で実施していくことが必要である。特に地下貯留施設については対象地域のみならず対象国内で類似する排水課題を抱える他の地域への適用可能性も含めて検討する。
- 「マニラ首都圏における排水施設整備に係る情報収集・ 確認調査（2015

[2] 具体的な提案を求める事項２参照。本事業終了後もカウンターパート（C/P）による地下貯留施設を含む都市排水M/Pやその後の各種検討を自律的に策定できるような状態を目指すことが重要である。施設の計画と設計、施設維持計画（MMDAや自治体へのDPWHによる支援や関係機関調整を含む）のそれぞれについての重要事項と、地下貯留施設であることを踏まえた両者に共通する事項、さらにはそれらの具体的な技術移転内容を提案すること。

年）（以下、「2015 年調査」という。）」の内容についても M/P 検討時には参照し、変化する都市構造や気候変動影響等を踏まえた検討を行う。

- 実施中の開発計画調査型技術協力「重要流域治水対策強化プロジェクト（2024 年～）」では、17 自治体（Local Government Unit。以下、「LGU」という。）を対象とした内水氾濫対策における概念検討等を実施しており、当該プロジェクトの受注者との連携や情報共有も適切に行い、整合性確保や調査内容の活用を図る。
- 現在世界銀行は、マニラ首都圏の 17 自治体を対象とした包括的な排水・洪水管理計画の策定を支援するための Preliminary Survey を予定しており、特に、マリキナ市、マニラ市、ケソン市、サンファン市の 4 市についてはより詳細な調査及び対策検討を予定している（以下、「世銀調査」という。）。本事業では、関連調査の進捗を確認し、公共事業道路省（Department of Public Works and Highways。以下、「DPWH」という。）が主催する関係者間の調整会議への参加や発表等を行う。また、他機関による調査結果が活用可能な場合はこれを活用して業務の効率化を図る。
- 地下貯留施設に係る検討は、必要貯留量、高速道路や鉄道高架の基礎構造物への影響、地質、費用等の様々な制約条件を踏まえて、地下貯留施設（地下貯留管）本体、貯留管への流入部や接続管、用地取得の可否等を踏まえて、ルート検討や立坑位置、シールドマシンの条件設定等の検討を行う。特に地下貯留施設ルートの検討時には、運輸省（Department of Transportation。以下、「DOTr」という。）が実施中の地下鉄ルートとの整合性に留意した立坑及びルート等必要な用地の検討を行う。また、本邦技術の活用についても併せて検討する。
- なお、フィリピンにおける M/P の承認には時間を要すため、M/P 検討段階から必要に応じて策定プロセスに係る関係機関等への情報共有及び協議を実施する。[3]

（4） 本業務における M/P と補足調査の定義

本業務で作成する都市排水M/Pの内容は、2005年にJICAが策定した”The Study on Drainage Improvement in the Core Area of Metropolitan Manila, Republic of the Philippines”でカバーされている内容を、最新の状況を踏まえて更新するものを想定している。

[3] 具体的な提案を求める事項１参照。中期的なフィリピン政府への防災投資の方針への反映には2028年前半が重要な時期となるため、業務実施工程において、早期の検討成果提示の工夫とその活用について提案すること。

また、M/Pにより選定される優先事業を対象とした補足調査は、通常Pre Feasibility Studyと定義されるものよりも、必要最小限の調査内容に絞り実施する調査を想定しており、本業務の特徴である大規模地下貯留施設の実現性の検討として特に重要な以下の内容を含む。

- 地質調査、地盤解析
- （特に地下施設について）予備設計レベルの設計
- 予備設計（特に地下施設について（地下貯留施設／トンネル／立坑（取水口を含む）／ポンプ）に基づく概算事業費の積算
- 予備設計に基づく施工計画の検討
- 地下貯留施設の塵芥等流入対策、沈殿物管理
- 想定される維持管理予算
- 上記の更新を踏まえた経済評価
- 上記の更新を踏まえた環境社会配慮に係る比較検討（第４条２．（３）⑥を参照）

補足調査の対象事業は、M/P検討時の各対策案の組合せによりカウンターパート（以下、「C/P」という。）及びJICAと協議の上で決定する。なお、当国の省令において都市排水事業の申請に必要なM/P及び補足調査が定義されている場合は、これも踏まえて内容を検討する。

（５） 都市排水・洪水対策事業における優先順位付け及び予算配分への助言

都市排水事業の実施及び維持管理上の優先順位付け手法 （必要書類や評価項目）が当国の法令あるいは政府内、関連自治体のガイドライン等において整理したものがあるか、またその内容について確認する。もし既存のものが無い場合は、手法についてフィリピン側と協議のうえ整理し提案を行う。また、都市排水事業の実施及び維持管理向けの予算について、実施機関や関係機関の組織内の予算の重点配分に向けた助言を行う。

過去 3 年（2023 年～2025 年）の DPWH への政府承認予算（General Appropriations Act）のうち洪水管理に対する予算の割合は、増減はありながらも2017年の19%から2025年の35%へと増加がみられる。しかしながら、近年マニラ首都圏等の大都市では外水や内水による氾濫が毎年発生し、人的・経済的被害が生じており、内外水氾濫対策に係る予算確保が求められている。今後、フィリピンの中進国入りが予想される中で自国予算よる洪水・排水事業推進が重要となることから、対象排水区における着実な事業進捗を図るべく、これらの活動を行う。

（６） 統合水資源管理と都市排水 M/P の関係性

- 水資源管理室（Water Resource Management Office。以下、「WRMO」という。）設立に関する大統領令（No.22-2023）の中で、水資源省が策定する「National Water Resources Management Plan」が定義され、同計画では洪水対策含む水関連インフラの整備計画を含むものとされている。WRMO は統合水資源管理計画（The Integrated Water Resources Management Plan。以下、「IWRMP」という。）を作成しており、同計画は水資源の持続可能な管理と水関連災害からの保護を目的とし、科学的根拠に基づく水資源管理の推進、水需要管理の制度化、気候変動対策の主流化等を重点戦略としている。また、計画の目標の一つとして「水質改善、廃水処理、安全な再利用」が挙げられており、海などへの排水時の廃水処理基準との整合等も求められている。
- 以上の状況を踏まえ、本事業における M/P の策定に当たり、WRMO 及び JICA が派遣している「総合治水」の専門家との定期的な打合せの場を設定する等により、M/P が既往計画との整合性を保つための必要な調整を行いつつ、DPWH や WRMO への必要な助言を行う。

（７） 各関係機関の役割と獲得すべき能力

- 雨水排水対策の実施にあたる各関係機関の役割を以下のとおり想定しているが、プロジェクト当初には各関係機関の役割と獲得すべき能力をより明確化した上で業務に取り組む。
  - 大規模な新規施設整備及び大規模な修繕は DPWH が担う。
  - 市道沿いの小規模排水路の整備は道路整備と合わせて LGU が担う。
  - 維持管理活動は、主排水路や排水機場等の大規模施設を MMDA、小規模排水路を LGU が担う。
- 本事業は、今後、フィリピン政府が自力で雨水排水 M/P を策定し、事業の実施及び施設の維持管理を行うことを目指して実施するものであり、そのためにはローカルコンサルタントの能力強化も重要である。そのため、本事業においては、再委託等により積極的にローカルコンサルタントを活用し、日本人専門家による指導を OJT として実施しつつ、M/P 策定に取り組むことを想定している。
- なお、自治体によってはすでに独自で排水 M/P を策定しているが、自治体区に限った M/P は排水区を踏まえた検討となっていない等、実情との乖離がみられ、全体最適となっていない。フィリピン側には、自治体区と排水区が異なる状況下においても、自治体境界を超えて流入する洪水収支量を踏まえた適切な排水 M/P 策定の能力の獲得を求める。

- また、活動 2-4 で取り組む関係機関間の調整プロセスについては、排水系統ごとに計画規模、整備順位を整合させるとともに、年度等の整備・維持補修箇所（予算割り当てを含む）について、例えばこれらの関係事業間で共有化する定例会議を設ける等の具体的な調整機構の確立を想定している。調整事項の確認や活動計画の策定だけに留まらない、実務的なメカニズムの構築・運営のための能力向上が重要である。

（８） 環境社会配慮

本業務の成果として提案するM/Pにおいて、補足調査の対象とする優先事業は、プロジェクト開始後にM/P検討を踏まえて選定される。現時点で想定される補足調査は、優先事業の事業サイト、調達及び施工計画、概略事業費検討のための概略設計に向けた事前の初期検討を指すが、現時点で環境への影響が特に大きいものではなく、また環境レビューを行うものではないことから、環境社会配慮カテゴリは「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）」において B が妥当と判断される。

なお、優先事業が確定した段階で改めて環境社会配慮カテゴリの見直し要否の確認を行う。もしカテゴリ A が妥当と判断された場合には、必要に応じて契約変更を行い、各種計画の最終化前には、発注者が環境社会配慮助言委員会に内容を説明する際の支援を行い、得られた助言を踏まえて、計画に取り込む。

（９） ジェンダー配慮

本業務で提案する事業は、洪水被害の軽減を目的としており、貧困・ジェンダー面で負の影響を与えることは想定していない。特に以下の点については、ジェンダー、社会弱者の観点において負のインパクトが発生しないよう十分に配慮する。

- プロジェクトスタッフの雇用にあたっては、セクシュアル・ハラスメントや受益者に対する性的搾取等の禁止条項を明確に伝え、承諾書に署名を求める。
- 日本人専門家は、対象国・地域の文化・慣習を十分に理解するとともに、国際協力現場での性的搾取・虐待・ハラスメントへの意識を高め、無意識に差別的な言動をとることがないよう自重し、相互に注意喚起し合う。
- 関係者が利用できる相談窓口・経路を設定し、性的・ジェンダーに基づく暴力やハラスメントに対応する。
- 家事・ケア労働で多忙な女性が参加しやすいよう実施時間や場所を設定する。また、特定の人・グループの労働や責任等の負担を増やさないように留意す

る。

- 女性の識字率が低い場合等は、研修や技術指導を通じた情報やスキルの伝え方を工夫し（文字ではなくイラストや写真を使った説明、グループによる学び等）、情報やスキルを必要とする人が研修に出ているか、参加状況を継続的に確認する。
- 意思決定過程に必ず女性が参画し、女性の声が反映されるように、メンバー構成や会議の進め方等、より女性が参加しやすくかつ発言しやすい環境づくりを行う。
- 女性も年齢、社会階層、民族、障害の有無、教育レベル、家族・世帯形態等によって、おかれている状況や直面している課題、ニーズ、開発事業から受ける影響が異なることから、女性の中の多様性にも留意する。
- 計画段階で想定されていなかった正負の影響がないか、ある場合は正の影響を拡大する方法、負の影響を最小限にとどめる方法を検討する。（正：女性の防災意識が向上することによって、家庭内全体での防災意識が強まった、負：女性の災害対策委員会等の活動への参加によって、女性が家を留守にすることを望まない男性からの家庭内暴力が増加した、等）

（１０） JICA 専門家との協力

- JICA は、DPWH に対して「総合治水」を担当する個別専門家を派遣している。DPWH への治水・排水分野にかかる助言、知見の共有により中央及び地方の関係部局の治水マネジメント能力の向上、計画策定能力、事業実施管理能力の向上を行っている。本業務実施の要所で同専門家から助言がある予定であるため、これに十分に対応するとともに、適時・適切な情報共有及び密接な連携・協力を行う。同専門家の業務内容別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」を参照する。

（１１） JICAとの協議・打合せ及び報告書案の提出等

本業務は、「第３条　実施方針及び留意事項」及び「第４条　業務の内容」に記載のとおり、プロジェクトの各段階で、逐次JICAへの報告・説明・協議をする。このため、受注者は以下の点に留意する。

- JICA への報告・説明・協議に要する時間を見込んで業務工程を計画する。
- JICA との協議・打合せを効率的に進めるために、打合せ資料をメール等で事前送付し、予め JICA 担当者が資料の内容を確認できる時間を確保する。なお、事前の確認において修正を依頼した場合、打ち合わせ当日までに修正対応を行う。

- JICA 及び C/P との協議・打合せ終了後議事録を作成し、5 営業日以内に JICA 担当者へ提出する。
- 業務の各段階において作成・提出する報告書等について、JICA 側の十分なレポート案のレビュー時間（初回の確認は最低 1 週間）を確保し、複数回修正が発生する可能性も見込んだスケジュール管理を行う。

（１２）その他情報共有

プロジェクトの合同調整委員会（Joint Coordinating Committee。以下、「JCC」という。）、コーディネーション会議、その他C/P や関係機関のUnder Secretary以上の役職者を含む協議を実施する場合には、協議実施に先立ち当該協議のアジェンダ・目的・参加者等の概要をJICAに対して共有し、これらの事項について事前に異論がないことを確認する。

（１３）基本情報の収集

以下を含む情報を把握しておくことが考えられるが、網羅性よりも、フィリピン側と協議・議論していくために現状・課題を把握するために必要な情報として把握する。ただし、本事業詳細計画策定調査、2015年調査、JICAの実施中案件「重要流域治水対策強化プロジェクト」、世銀調査等の情報を活用し業務の効率化を図る。

- 排水対策 M/P の位置づけ、策定方法、基準及びガイドライン
- 排水対策 M/P の策定状況（JICA、他ドナー、自国等あらゆる主体を含む）及びその計画概要（基本方針、確率規模、基本高水、流量配分図、排水系統図、主要提案対策の概要）
- 排水対策 M/P の活用状況（事業の進捗や維持管理状況等）
- 排水区域区分
- 既存施設（管路整備、ポンプ場、貯留施設等）の整備状況と適切な維持管理が行われている場合の本来の排水・流下能力の概要
- 維持管理の状況と本来の機能との現実の乖離・課題（堆積物による影響等）の概要
- 策定された排水対策 M/P の活用方法
- 排水対策 M/P への気候変動影響の適用状況（政策、制度、解析実施状況・採用している気候変動シナリオ・降雨条件等）
- 排水対策 M/P に関係する計画・設計・施工、維持管理・運用マニュアル
- 関係機関の役割分担
- 法定計画に関する省令の付属資料として組み込まれるプロセス

- 自然条件（地形・地質、水文・水利、気象・海象、流出特性、既往洪水と被害等）の概況
- 社会条件（人口、資産、公共施設、土地利用、土地利用等に係る法律等）の概況

（１４）セミナーの開催

本プロジェクト実施するセミナーの内容、想定規模は以下のとおり。

- 目的：プロジェクトの成果の発信をフィリピン政府、自治体関係者等のステークホルダーに行うこと。
- 実施回数：2 回（M/P の完成時、補足調査の結果および成果２に関わる活動の完了時の 2 回の開催を想定）
- 参加者数：約 100 名(うち対面 50 名程度を想定)／回
- 開催期間：半日／回
- 実施場所：マニラ首都圏内のセミナー会場（借り上げ）
- 実施形態：対面・オンライン
- 言語：英語

第４条　業務の内容

１．共通業務

別紙３「共通業務内容」のとおり。

２．本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果１に関わる活動

活動1-1：排水計画策定に必要な要素の議論・理解を行う場としてのワーキンググループ（WG）を組成する

活動1-2：WGを中心に M/P に関する技術的課題における関係者協議会・調整会議を定期的に開催する

活動1-3：M/P策定ガイドライン（仮称）を作成する

活動1-4：M/P策定に係る技術研修／OJTを実施する

活動1-5：M/P策定に係る基礎調査を実施する

活動1-6：雨水排水計画に関する調査を実施する

(PDMでは”Activity 1-6 Conduct Storm water drainage planning”。雨水排水M/Pに係る各種検討作業の実施を指す。)

活動1-7：M/Pを作成・最終化する

活動1-8：優先事業に関する補足調査を実施する

② 成果２に関わる活動

活動2-1：活動1-1で組成したWGにおいて、メトロマニラ地域の排水対策の実施及び管理に携わる主要な関係機関との連携体制を強化するためのコーディネーション会議を開催する

活動2-2：活動2-1内における排水施設整備・維持管理に関する課題を共有・協議する

活動2-3：活動2-2で特定した課題に対する解決策を検討する

活動2-4：活動2-3で提案された解決策を実施していくための活動計画を策定するための関係関間における調整プロセスを確立する

（２）本邦研修

本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

想定規模は以下のとおり。

目的	地下貯留施設の整備及び維持管理能力の強化
実施回数	1回
対象者	DPWH、MMDA、LGUの洪水対策に係る職員等
参加者数	約10名/回
研修日数	約14日/回（移動日を含む）

（３）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情

報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。

- データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では「戦略的環境アセスメント」に関して、以下の対応を行う。

（ア）「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極

めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

（イ）主な調査項目は、以下のとおり。

ア） 政策、計画等の目的・目標の検討

イ） 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮（環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離

(c) 関係機関の概要

ウ） 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）

エ） 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討

オ） スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施

カ） ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認

キ） 影響の予測

ク） 影響の評価及び代替案の比較検討（PPP レベル）

ケ） 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

コ） モニタリング方法の検討

サ）補足調査の対象となる優先プロジェクトについて、事業サイトの選定に向けた代替案（事業を実施しない案を含む）の技術面・財務面・環境社会配慮面の比較検討を行う。なお、事業サイトが、相手国指定の保護区又は重要な生息地・森林を含む場合は、加えて「JICA 環境社会配慮ガイドライン(2022年1月版)に関するよくある問答集（2022年1月）」のうち、保護区又は重要な生息地・森林に関連する事項に沿った分析を行う。

シ） ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境ガイドライン」別紙5を参照のこと。）

なお、初期段階にスコーピング案についてJCCで説明する。そこでのコメントを反映しつつプロジェクトを進め、プロジェクト終盤に戦略的環境アセスメント（SEA）の結果をJCCで説明及び合意という二段構えで進める。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。

- ジェンダーと開発（Gender and Development。以下、「GAD」という。） の理解促進については、定量的な指標による把握が難しいが、ワーキンググループ及び JCC の後には、その効果を確認し、次回の協議時へ反映する。
- GAD チェックリストは本活動による 80%の対応によって、チェックリストを使用しない場合とでジェンダー配慮による乖離が生じるのかについて、当国の他事業との比較を行う。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第５条　報告書等

１．報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数	提出先
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	-	JICA
ワーク・プラン	契約締結後2カ月以内	日本語 英語	電子データ	-	JICA及びC/P
改訂ワーク・プラン	事業開始後3カ月以内 ※詳細工程作成に伴い内容を更新すること	日本語 英語	電子データ	-	JICA及びC/P
半期報告・レビュー報告書	JICAの指示に応じて	日本語	電子データ	-	JICA
業務進捗状況報告書	2028年1月下旬	日本語	電子データ	-	JICA
対象排水区における排水対策M/P	事業開始17か月後 ※ドラフト版は	日本語 英語	電子データ	-	JICA及びC/P

	上記の3か月前の提出。				
対象排水区における排水対策M/P概要版	事業開始17か月後 ※ドラフト版は上記の3か月前の提出。	日本語 英語	電子データ	-	JICA及びC/P
業務完了報告書	契約履行期限末日 ※ドラフト版は上記の4か月前の提出	日本語 英語	電子データ	-	JICA
業務完了報告書概要版	契約履行期限末日 ※ドラフト版は上記の4か月前の提出	日本語 英語	電子データ	-	JICA及びC/P
事業完了報告書	契約履行期限末日 ※ドラフト版は上記の4か月前の提出	日本語	製本	2部	JICA
			CD-R	3部	JICA
		英語	製本	14部	JICA
			CD-R	5部	JICA

- 提出形態に関し、①CD-R は発注者にて CD を作成し提出する。②電子データは、PDF 等の電子データを電子メール等により提出する。
- 各概要版は、該当する報告書における主要な内容を数ページ程度に簡潔にまとめる。
- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 4 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

（２）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② プロジェクト実施の基本方針
③ プロジェクト実施の具体的方法
④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
⑥ 業務フローチャート
⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
⑧ 要員計画
⑨ 先方実施機関便宜供与事項
⑩ その他必要事項

（３）半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等改善のための提案を含む）
④ プロジェクト目標の達成度
⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)PDM（最新版、変遷経緯）
(イ)業務フローチャート
(ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
(エ)人員計画（最終版）
(オ)研修員受入れ実績
(カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
(キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）

(ク)合同調整委員会議事録等
(ケ)その他活動実績
(コ)最終版の M/P

（５）事業完了報告書
発注者指定の様式に基づき作成する。

なお、（３）から（５）については、冒頭に数ページの概要を含める。特に報告書については、業務主任者がその内容の質に責任を持って確認して提出する。

２．技術協力作成資料
本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。
（１）排水 M/P 策定ガイドライン（仮称）
（２）排水 M/P 策定に係る技術研修／OJT 資料

３．コンサルタント業務従事月報
業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。
（１）今月の進捗、来月の計画（渡航計画及び渡航目的を含む）、当面の課題と対処方針
（２）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
（３）詳細活動計画（WBS 等の活用）
（４）活動に関する写真

第６条　再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	排水路調査	開水路横断測量（10m幅×20か所、5m幅×30か所）、および、暗渠/マンホールのインベントリー調査（50か所）及び暗渠/マンホールのインベントリー調査（50か所）	1回	定額計上
2	地質調査	50mボーリング×15本（地下貯留施設（地下貯留管想定ルート）7km長で500mごと）（室内試験費含む）	1回	定額計上
３	地形調査	立坑（始点、終点、中間）部用（6000m2×2か所、1600m2×3か所）のUAVによる地形測量とデータ収集	1回	定額計上
４	地形調査・地下埋設物調査	地下貯留施設（地下貯留管想定ルート）の地上部用（7km×150m幅）のUAVによる地形測量、地下施設の設置範囲および設置に伴う工事に必要な地下空間における地下埋設物の調査	1回	定額計上
５	環境社会配慮調査	本事業対象排水区における第４条２．（３）⑥の実施に必要な環境社会配慮調査費一式	1回	定額計上

第７条　機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第８条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１：案件概要表
別紙２：共通留意事項
別紙３：共通業務内容
別添１：（参考）別途派遣する専門家の業務内容

別紙１

案件概要表（詳細策定調査結果時）

１．案件名（国名）

国　名： フィリピン共和国（フィリピン）
案件名： 和名　都市排水管理能力強化プロジェクト
英名　The Project for Strengthening Urban Drainage Management Capacity in the Philippines

２．事業の背景と必要性

（１）当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

フィリピンは、亜熱帯モンスーン地域に位置し、年間を通じて台風や高潮・高波等の自然災害が頻発している。1980年から2024年の間に死者約5万人、被災者約2億7,894万人、経済被害額約299億USDが報告され（EM-DAT、2025）、特に洪水による被災者は全体の約70%を占め、風水害は農業・物流を含む経済活動に深刻な影響を与えている。

また、フィリピンの経済活動の中心であるマニラ首都圏は、高い洪水リスクに晒されている。特に、パッシグ・マリキナ川河口部は家屋や重要インフラが存在し、その支川であるサンファン川の流下能力不足の影響も受け、内水氾濫が頻発している。2024年の台風Carina、2025年の台風Tino等の来襲時には、「マニラ首都圏における排水施設整備に係る情報収集・確認調査（2015年）」（以下、「2015年情報収集・確認調査」という。）で特に氾濫リスクの高い地域とされたブエンディアーマリカバン排水区[4]やエスパーニャーUST排水区[5]を中心に各地で内水氾濫が生じた。これら地域では都市化の進展により流出水が増加する一方、既存排水施設の排水能力が追い付いていない。また、地上開発の制約により、大規模な開渠排水路の整備が難しい状況にある。

さらに、実施体制の複雑さも課題である。大統領令No.1076で発生する内水氾濫への対応は、公共事業道路省（Department of Public Works and Highways。以下、「DPWH」という。）や地方自治体（Local Government Unit。以下、「LGU」という。）が排水施設を整備し、運営・維持管理は共和国法No7924（2002年）と地方自治体法を通じて、マニラ首都圏開発庁（Metro Manila Development Authority。以下、「MMDA」という。）やLGUが責任を負うこととなっている。しかしながら、役割分担が複雑なため、各実施機関が個別に事業を進めており、全体最適が確保されていない。

かかる状況下、フィリピン国家開発計画（2023年～2028年）では、水資源管理上の関係機関間の調整、排水区毎の管理又は気候変動に適応したインフラ整備等を課題として挙げている。特に、水資源戦略の柱では、良好な排水、人命と財産の保護、洪水管理（堆積物管理含む）又は水インフラの更新と拡張、及びマニラ首都圏の都市排水に係るマスタープラン（以下、「M/P」という。）の策定・改訂の必要性が記されている。また、「国家災害リスク削減・管理計画2020-2030（NDRRMP）」では、軽減、備え、対応・早期復旧、復旧・復興の4段階でレジリエンスを強化することを目指している。特に軽減においては、社会の脆弱性軽減と防災能力強化の実現を目標に、レジリエントな生計・インフラ整備等を重点化している。

以上を踏まえ、内水氾濫被害が深刻な排水区の一つであるブエンディアーマリカバン排水区の内水氾濫リスク削減に資する、排水計画及び維持管理に関する能力向上を

[4] マニラ市、マカティ市、パサイ市、タギグ市を含む。
[5] USTはUniversity of Santo Tomas付近のエリアを指し、エスパーニャーUSTはマニラ市に位置する。

目指す「都市排水管理能力強化プロジェクト」（以下、「本事業」という。）は、これらフィリピンの計画等に合致するものとして位置付けられる。

（２）防災セクター／フィリピンに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

我が国の対フィリピン国別開発協力方針（2023年9月）では「豊かで包摂的かつ強靭な社会を実現するための経済的・社会的変革の達成に向けた協力の実施」という基本方針の下、「包摂的で強靭な成長のための人間の安全保障」を重点分野の一つとし、ハード・ソフト両面で自然災害や環境問題、気候変動等の社会課題解決に資する協力の実施が掲げられている。また、フィリピン共和国JICA国別分析ペーパー（2024年3月）においても、「包摂的な成長のための人間の安全保障の確保」を重点分野としている。さらに、JICAグローバル・アジェンダ「20. 防災・復興を通じた災害リスク削減」のクラスター事業戦略においては、「事前防災投資実現」が示されている。以上から、本事業は同方針、分析及び戦略に合致する。

加えて、持続可能な開発目標の目標1「あらゆる形態の貧困の撲滅」、目標11「包摂的、安全、強靭で、持続可能な都市と人間住居の構築」、及び目標13「気候変動とその影響への緊急の対処」の達成に資するものである。さらに、仙台防災枠組（2015年～2030年）に記載される災害による重要インフラへの損害や基本サービスの途絶を減らし、国内総生産における直接的な経済損失を減らすという目標に合致している。

JICAはマニラ首都圏の治水・排水対策として、「マニラ首都圏中心地域排水機能向上調査（2005年）」（以下、「2005年JICA M/P」という。）を通じて雨水排水M/Pを策定した他、2015年には地下貯留施設を念頭に情報収集・確認調査を実施した。さらに、本事業の排水先候補であるパッシグ・マリキナ川流域では、円借款「パッシグ河治水事業」（1975年～1982年）でのマンガハン放水路の建設を皮切りに、開発調査「マニラ洪水対策計画調査」（1988年～1990年）（100年の治水安全度）、円借款「パッシグ・マリキナ川河川改修事業（フェーズ I～III）」（2000年～2018年）を実施済みであり、現在は、円借款「パッシグ・マリキナ川河川改修事業（フェーズ IV）（2019年～）」及び「パラニャーケ放水路整備事業協力準備調査（2021年～）」を実施中である。さらに、開発計画調査型技術協力「重要流域治水対策強化プロジェクト（2024年～）」（以下、「重要流域技プロ」という。）において、社会経済状況や気候変動影響を考慮したパッシグ・マリキナ川流域におけるM/Pの更新及び優先事業のプレフィージビリティ調査、並びにカガヤン流域におけるM/P更新を実施中である。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行(WB)は、アジアインフラ投資銀行との協調融資により「Metro Manila Flood Management Project（2017年～）」（以下、「MMFMP」という。）を実施中である。ポンプ場改修・新設、排水路整備、廃棄物管理改善、約600世帯移転を通じ洪水管理の改善を目指している。

また、アジア開発銀行は、「Promoting Climate-Smart Infrastructure(2025年～)」を実施中である。フィリピン全土を対象に、事業上流部分の解析、気候変動プロジェクトの優先度決定、気候変動耐性を踏まえたインフラ開発の方針や計画策定、事業実施を支援している。

韓国国際協力団（KOICA）は、2012年より気象天文庁（PAGASA）の早期警報システムをサポートしており、現在実施中のフェーズ4ではマニラ首都圏を対象としている。

3．事業概要

（1） 事業目的

本事業は、マニラ首都圏（以下、ブエンディアーマリカバン排水区において、都市排水M/P策定能力の強化並びにM/Pに基づく排水対策の実施及び運営・維持管理を行うための関係機関間における調整プロセスを確立することにより、当該排水区における施設建設及び運営・維持管理を含む都市排水対策（地下貯留施設を含む）の実施能力の強化を図り、もって本事業で更新される都市排水M/P に基づく優先事業実施に寄与するもの。

（2） プロジェクトサイト／対象地域名

ブエンディアーマリカバン排水区（マニラ首都圏の中央西部パッシグ川左岸側に位置し、マニラ市、マカティ市、パサイ市、タギグ市の 4 市に跨り、人口約109万人[6] 、面積は約31km^2。）

（3） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： 公共事業道路省（DPWH）、マニラ首都圏開発庁（MMDA）、地方自治体（LGU）

最終受益者：防災能力の向上が見込まれる周辺環境含む対象地域住民

（4） 総事業費（日本側）

約3.68億円

（5） 事業実施期間

2026年6月～2028年6月を予定（計24カ月）

（6） 事業実施体制

実施機関：公共事業道路省（DPWH）総合プロジェクト管理事務所（Unified Project Management Office：UPMO）・治水管理局（Flood Control Management Cluster: FCMC）

関係機関：公共事業道路省（DPWH）計画局（Planning Service：PS）・設計局（Bureau of Design：BOD）・首都圏（National Capital Region：NCR）・Metro Manila I 地方出張所（District Engineering Office：DEO）・Metro Manila II DEO・South Manila DEO、マニラ首都圏開発庁（MMDA）Flood Control and Sewerage Management Office（FCSMO）、地方自治体（LGU）（マニラ市、マカティ市、パサイ市、タギグ市）

（7） 投入（インプット）

1）日本側

①専門家派遣（合計約 53.5M/M）

ア） 総括／プロジェクト計画・運営・維持管理計画

イ） 副総括／都市排水計画

[6] 2020 年人口センサスデータより、ブエンディアーマリカバン排水区に含まれる各市の面積×人口密度をそれぞれ足し合わせて算出。

ウ） 水文・水理・氾濫解析／気候変動
エ） 雨水排水施設（地上）の構造物設計
オ） 雨水排水施設（地上）の施工計画／積算
カ） 廃棄物（流入防止）管理
キ） 環境社会配慮
ク） 都市計画／土地利用規制／非構造物対策
ケ） 経済分析／プロジェクト評価
コ） 測量調査、衛星／無人航空機／GIS 解析
サ） ガバナンス分析／制度的枠組み及び法制度／組織能力強化（ジェンダー含む）
シ） 研修実施調整
ス） 地下貯留施設の調査／設計に関する事項

- 計画（地下貯留施設／トンネル）
- 構造設計（地下貯留施設／トンネル／立坑（取水口を含む））
- 機械・電気（ポンプ設備関連）
- 施工計画／積算（地下貯留施設／トンネル／立坑（取水口を含む））
- 地下貯留施設の排出・沈殿物管理
- 地質／地盤解析

２）フィリピン側

①カウンターパートの配置

②案件実施のためのオフィススペース／空調、電気設備を備えたサーバー用スペース、DPWH の国内出張に係る経費等の提供

（８） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

１） 我が国の援助活動

2005年JICA M/Pにおいて、本事業対象地域を含むマニラ首都圏の最初の雨水排水M/Pが策定され、2012年にはWBによって更新された（以下、「2012年WB M/P」という。）。しかしながら、マニラ首都圏中心部では高度な都市化が進行し、開水路による大規模排水路の整備は用地取得や工事中の交通渋滞が課題となり困難な一方で、甚大な内水氾濫が生じている。よって、2015年情報収集・確認調査により、日本の地下トンネル技術を適用する地下貯留管整備を念頭に置いた検討を行ったが、10年が経過しさらに変化する都市構造や気候変動影響等を踏まえ、2015年情報収集・確認調査結果を活用して本事業を実施する。また、マニラ首都圏における洪水被害に対しては、パッシグ・マリキナ川流域における河川改修及び可動堰等の建設、並びに洪水に対する非構造物対策を実施する円借款「パッシグ・マリキナ川河川改修事業（フェーズ IV）（2019年～）」及び「パラニャーケ放水路整備事業協力準備調査（2021年～）」を実施中である。さらに重要流域技プロでは同流域のM/Pの更新及び優先事業のプレフィージビリティ調査を実施中であり、これら事業で期待される同河川の水位低下を踏まえ、本事業で検討する雨水排水の排出可否を検討することにより、同首都圏における外水及び内水氾濫対策における相乗効果が期待できる。

２） 他の開発協力機関等の援助活動

WBは、アジアインフラ投資銀行との協調融資により2012年WB M/Pの事業実施の一部を担うMMFMPを実施中であり、既存ポンプ場の改善や新設、水路、排水路及び

固形廃棄物管理の改善、600世帯の非合法居住者の移転を通じてマニラ首都圏浸水頻発地域（マニラ市、パサイ市、 マカティ市、マラボン市、ナボタス市、タギグ市及びケソン市）における洪水管理の改善を目指している。本事業においては、当該事業によるデータや成果を踏まえてM/Pの検討を行う。さらに、WBは、MMFMPの下、マリキナ市、マニラ市、ケソン市、サンファン市の4市を対象として、フィリピン大学への委託により水理モデル解析を実施する。WBは、同水理解析結果及び実際の洪水結果をもとに、洪水ホットスポットの特定を行った上で、将来的なマスタープランの枠組みの確立を目指す予定である。当該調査の方針は、本事業詳細計画策定調査時には未確定であったが、当該調査と本事業の一部エリアの重複があることからも、情報の収集及び本事業の検討内容への反映が可能な情報活用を行うことで、本事業における調査の効率化を図る。

（９） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。

③ 環境許認可：本体事業にて確認

④ 汚染対策：本体事業にて確認

⑤ 自然環境面：本体事業にて確認

⑥ 社会環境面：本体事業にて確認

⑦ その他・モニタリング：本体事業にて確認。なお、詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本体事業の環境社会配慮調査の TOR を作成し、合意済み。また、環境社会配慮調査結果がプロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

２） 横断的事項：

本事業は、気候変動に伴う降雨量の変化等の洪水リスクの軽減に向けて内水対策の強化を行うものであり、「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合する。

３）ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

＜活動内容/分類理由＞

DPWHではジェンダーと開発（Gender and Development。以下、「GAD」という。）のチェックリスト を用いて計画策定段階、実施段階、モニタリング・評価段階の各段階でジェンダー主流化が実現されているかを確認することが推奨されているものの、チェックリストの運用は形骸化され、ジェンダー主流化の実効性を高めるために不可欠な性別分析データが体系的に蓄積できていない等のジェンダー課題に対して、GADチェックリストBox 10（計画・策定段階でのチェック項目）で定

められた項目の80%をM/P策定過程で対応するため。
また、実施機関でのGAD の取組みに対する理解にばらつきがあり、特にGAD の周知活動の認知は主に職員レベルに留まっており、上層部を対象とした GAD の政策動向やアプローチ・手法、実際の活動事例などの共有機会が限られているといった課題に対して、ジェンダー主流化に係る現状や課題に関する協議を目的にGAD担当者（最低5名）がWGやJCCに参加し、上層部を含めて、GADの理解促進を図る。

（１０）その他特記事項：特になし。

４．事業の枠組み

（１） 上位目標：本事業で更新されたブエンディア－マリカバン排水区に関する都市排水 M/P に基づく優先事業実施のための準備が整う。

指標及び目標値：

① 経済企画開発庁（Department of Economy, Planning, and Development）によりブエンディア・マリカバン排水区における都市排水 M/P が承認される。

② 承認された M/P における優先事業のための予算がプロジェクト完了 3 年以内に確保される。

プロジェクト目標：ブエンディア－マリカバン排水区における施設建設及び運営・維持管理を含む都市排水対策（地下貯留施設を含む）の実施能力が強化される。

指標及び目標値：

① ブエンディア・マリカバン排水区における都市排水 M/P が策定される。

② 優先事業に関する補足調査結果が取りまとめられる。

（２） 成果

成果1：ブエンディア－マリカバン排水区における都市排水M/Pの策定能力が強化される。

成果2：本事業で策定されたM/Pに基づき、排水対策の実施及び管理を行うための関係機関間における調整プロセスが確立する。

（３） 主な活動

【成果1に関する活動】

活動1-1. 排水計画策定に必要な要素の議論･理解を行う場としてのワーキンググループ（WG）を組成する

活動1-2. WGを中心に M/P に関する技術的課題における関係者協議会・調整会議を定期的に開催する

活動1-3. M/P策定ガイドライン（仮称）を作成する

活動1-4. M/P策定に係る技術研修／OJTを実施する

活動1-5. M/P策定に係る基礎調査を実施する

活動1-6. 雨水排水計画に関する調査を実施する

活動1-7. M/Pを作成・最終化する

活動1-8. 優先事業に関する補足調査を実施する

【成果2に関する活動】

活動2-1. 活動1.1で組成したWGにおいて、メトロマニラ地域の排水対策の実施及び管理に携わる主要な関係機関との連携体制を強化するためのコーディネーション会議を開催する

活動2-2.　活動2.1内における排水施設整備・維持管理に関する課題を共有・協議する
活動2-3.　活動2.2で特定した課題に対する解決策を検討する
活動2-4.　活動2.3で提案された解決策を実施していくための活動計画を策定するための関係関間における調整プロセスを確立する

5．前提条件・外部条件

（1）　前提条件

フィリピンにおける治水に係る政策・方針・省庁の再編を含む組織体制が変化しない。

（2）　外部条件

1）上位目標達成に係る外部条件：M/Pの承認プロセスに大幅な変更が生じない。

2）プロジェクト目標及び成果の達成に係る外部条件：

①対象地域において本事業の進捗や社会経済状況に甚大な被害をもたらす災害が発生しない。

②治安の悪化により、現地を含む調査活動が著しく阻害されない。

6．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン向け円借款「アグサン河下流域開発事業」の事後評価（評価年度：2009年度）では、事業実施早期からDPWHと自治体が協議し、自治体のコミットメントを促すとともに、施設の維持管理に関する責任分担の明確化の必要があるとの教訓が得られた。また、カンボジア王国向け無償資金協力「プノンペン市洪水防御・排水改善計画」の事後評価（評価年度：2008年度）では、排水路に不法投棄されるゴミ問題について、計画段階からその対応方法について入念に考慮することや、他のJICA事業、又は他ドナーやNGO等関連機関による案件と有機的に連携させる等の対応を考えておく必要があるとの教訓が得られた。

フィリピンでは、基幹排水施設の整備・運営管理を実施面においてDPWHを中心とした調整メカニズムの機能に課題がある。当該課題の要因として、①関係機関間での役割分担が不明確であること、②排水対策の全体統括が機能しておらず関係機関の連携体制が定まっていないこと、③合議制による協議体制はあるものの、協議の実施頻度や協議事項が不足していること、が挙げられる。本事業では、こうした背景を踏まえ、成果１及び成果２において、DPWHの関係部局、MMDAやLGU等を巻き込み、関連組織の役割・根拠法に関連する特定アジェンダを深く議論する場を設け、複数の関係機関との実施連携体制の強化に努める。

7．評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、対象地域における都市排水M/Pの策定能力の強化に加え、策定されるM/Pに基づき関係諸機関との協力の下、排水対策を実施・運営管理していくためのプロセスを確立していくことで、DPWHを中心とした都市排水対策の実施能力強化に資するものである。また、SDGs目標1「あらゆる形態の貧困の撲滅」、目標11「包摂的、安全、強靭で、持続可能な都市と人間住居の構築」、及び目標13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献すると考えられることから、プロジェクトの実施を支援する必要性は高い。

8．今後の評価計画

（1） 今後の評価に用いる主な指標

４．のとおり。

（2） 今後の評価スケジュール

事業開始3カ月以内　　ベースライン調査

事業終了時　　完了時評価

9． 備考

特になし

以上

別紙２

共通留意事項

１．必須項目

（１）討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

（２）C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

（３）プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

（４）開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に努める。

（５）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（６）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

（７）他の専門家との協議

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、半期報告・レビュー報告書、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第４条「２．本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添１「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

別紙３

共通業務内容

１．業務計画書及びワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

２．合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、1 年に 1 度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

３．成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1 年に 1 回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5．業務完了報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

別添１

（参考）別途派遣する専門家の業務内容

＜ 指 導 科 目 ＞

総合治水

＜派遣の目的＞

過去及び現在実施中の円借款を含む多様な事業成果を踏まえた更なる治水対策の推進に向け、本事業はDPWHの治水及び排水計画の適切な理解促進やDPWH内外における関係組織間の連携・調整能力強化等を目指し、災害リスク削減を図るための助言提供を行うものであり、上記円借款案件実施の迅速化及び開発効果増大を目的として実施する。

＜活動内容＞

専門家は、JICA本部及び事務所と連携して下記活動を実施する。

1-1 河川や治水施設に関する情報収集・分析の支援

1-2 DPWH内部及び水災害関係機関との調整支援

1-3 DPWH職員の技術力向上、人材育成を支援するための、適宜関係機関と連携したセミナー・ワークショップ等の開催、JICA研修コースへの職員派遣の支援

1-4 仙台防災枠組モニタリングの実施への支援 1-5事前防災投資の促進に向けた技術的助言及び指導

2-1 DPWHの抱える治水・砂防に関する計画・実施・運用・維持管理等に関する課題への対応、技術基準・ガイドライン類の作成・更新、組織・実施体制の構築等に関する支援

2-2 気候変動に対応するための調査（水理実験施設の利用改善を含む）、治水・排水目的の水理施設・遊水地の整備促進、標準仕様の策定の支援

2-3 フィリピンの河川管理や水災害対策（洪水、高潮、土砂、海岸侵食等）に関連する日本の円借款案件の形成・実施の円滑化、事業効果発現のための助言・指導（パッシグ・マリキナ川河川改修事業（フェーズIV）、パラニャーケ放水路整備事業、重要流域治水対策強化プロジェクト、都市排水管理能力強化プロジェクト等）

3-1 国土交通省等の本邦関係機関及び国際機関・他ドナー等との連携・協調の支援

3-2 日本及びDPWHの治水分野の政策等に関する知見の収集と共有

＜期待される成果＞

1. DPWHの治水分野の計画策定能力、事業実施能力が強化される
2. パラニャーケ放水路を含むパッシグ・ラグナ湖流域全体での洪水リスク管理が改善され、脆弱性の克服及び生活・生産基盤の安定に資するDPWH等の治水マネジメント能力が強化される
3. 日本及び国際機関・他ドナー等との連携が強化される

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：雨水排水計画の策定、雨水の地下貯留施設の計画と設計、雨水排水施設の運営・維持管理に係る業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙４　プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

①【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

対象国及び類似地域：東南アジア地域

②　語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2027年1月下旬に業務を開始し、2029年1月下旬にプロジェクト業務完了報告書を提出する。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途　　約　５３．５０　人月

本邦研修に関する業務人月１．９０を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意してください。なお、雨水の地下貯留施設の計画・設計の専門性を持つ従事者を含めてください。

２）渡航回数の目途　延べ７４回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 排水路調査
- 地質調査
- 地形調査
- 地形調査・地下埋設物調査
- 環境社会配慮調査

（４）配付資料／公開資料等

１）公開資料

- JICA グローバルアジェンダ No.20：防災・復興を通じた災害リスク削減　事業・プロジェクト － JICA
  https://www.jica.go.jp/activities/issues/disaster/index.html
- フィリピン共和国都市排水管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書
  https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000056806.pdf
- フィリピン国マニラ首都圏における排水施設整備に係る情報収集・確認調査
  https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12248753.pdf
- フィリピン国 重要流域治水対策強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書 [電子資料].

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_1000051770.html

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

（６）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して

下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案･別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

258,693,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上が指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

■　本案件は定額計上があります（71,141,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	排水路調査	第３章　２．業務実施上の条件　（３）現地再委託 第２章　第３条 ２．（１３）基本情報の収集	11,000,000円	開水路横断測量（10m幅×20か所、5m幅×30か所）、および、暗渠/マンホールのインベントリー調査（50か所）及び暗渠/マンホールのインベントリー調査（50か所）	再委託
2	地質調査	第３章　２．業務実施上の条件　（３）現地再委託 第２章　第３条 ２．（４）本業務におけるマスタープランと補足調査の定義 （１３）基本情報の収集	40,000,000円	50mボーリング×15本（地下貯留施設(地下貯留管想定ルート）7km長で500mごと）（室内試験費含む）	再委託
3	地形調査	第３章　２．業務実施上の条件　（３）現地再委託 第２章　第３条	4,000, 000円	立坑（始点、終点、中間）部用（6000m2×2か所、1600m2×3か所）のUAVによる地形測量	再委託

		２．（４）本業務におけるマスタープランと補足調査の定義 （１３）基本情報の収集		とデータ収集	
4	地形調査・地下埋設物調査	同上	2,000, 000円	地下貯留施設（地下貯留管想定ルート）の地上部用（7km×150m幅）のUAVによる地形測量、地下施設の設置範囲および設置に伴う工事に必要な地下空間における地下埋設物の調査	再委託
5	本邦研修にかかる経費	第２章　第４条２． （２）本邦研修	7,141,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費1,059,000円）	報酬 国内業務費
6	環境社会配慮調査	第３章　２．業務実施上の条件　（３）現地再委託 第２章　第４条２． （３）その他	7,000,000円	環境調査費一式（本事業対象排水区における第４条２．（３）⑥の実施に必要な環境社会配慮調査費一式）	再委託

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算す

る場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙４：プロポーザル評価配点表

別紙４

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
（１）類似業務の経験	6	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	（4）	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**（70）**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
（２）要員計画／作業計画等	（10）	
ア）要員計画	5	
イ）作業計画	5	
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**（－）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
３）業務管理体制	**（－）**	**（4）**

以　上